

堺市水素エネルギー社会推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、堺市水素エネルギー社会推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、産業界、大学、行政が緊密に連携して、水素エネルギーに係る課題や目標を共有し、その研究開発、実証、利活用等を促進することにより、環境にやさしい水素エネルギー社会の構築を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 水素エネルギー社会構築に係る調査、事業の企画及び推進に関する事業
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会は、正会員及び参与会員（以下これらを「会員」という。）により構成する。

- 2 正会員は、堺市、堺商工会議所、公益財団法人堺市産業振興センター並びに協議会の目的に賛同する大学又は企業とする。
- 3 参与会員は、経済産業省近畿経済産業局及び座長が協議会の運営に関する助言等を求める必要があると認める行政機関等とする。
- 4 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を座長に提出し、総会の承認を得なければならない。
- 5 会員は、退会しようとするときは、座長に届けなければならない。
- 6 会員がこの規約その他の規則を遵守せず、又は協議会の名誉を毀損する行為を行ったときは、座長は総会の承認を得て当該会員を退会させることができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 座長 1名
 - (2) 副座長 2名
 - (3) 幹事 5名以内
 - (4) 監事 1名
- 2 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第6条 座長は、学識経験を有する者のうちから、正会員（法人又は団体にあつては、当該法人又は当該団体の代表者が指名する者とする。第3項において同じ。）の互選により選任する。

- 2 副座長は、堺市市長公室企画部長及び堺商工会議所中小企業振興部長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、正会員の互選により選任する。
- 4 監事は、公益財団法人堺市産業振興センター企画・事業担当次長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第7条 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 幹事は、座長及び副座長を補佐し、協議会の運営その他必要な事項について会務を処理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(総会)

第8条 協議会に会員（法人又は団体にあつては、当該法人又は当該団体の代表者が指名する者とする。以下同じ。）による総会を置き、この規約で定めるもののほか、協議会の事業及び収支並びに運営に関する基本的事項について審議し、決定する。

- 2 総会は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第9条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その会員は総会に出席したものとみなす。

- 2 座長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面により各会員の賛否を求めて総会の議決に代えることができる。

(役員会)

第10条 協議会に役員による役員会を置き、次の事項について審議し、決定する。

(1) 総会における審議案件に関する事項

(2) その他本会の運営に必要な事項

- 2 役員会は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。
- 3 役員会は、役員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 4 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 役員が事故その他やむを得ない理由により役員会に出席できない場合は、代理出席について座長及び副座長の了承を得て認めることができる。
- 6 前条の規定は、役員会について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第11条 会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、総会の承認を得た場合はこの限りではない。

(経費)

第12条 協議会の運営に必要な経費は、堺市及び堺商工会議所の負担金、会費、補助金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第13条 協議会の会費は、座長が総会の承認を経て別に定める。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、堺市市長公室企画部内に事務局を置く。

2 事務局を総括するため、事務局長を置くこととし、事務局長は堺市市長公室企画部長の職にある者をもって充てる。

(会計責任者)

第16条 協議会に会計事務の責任を明らかにするため、会計責任者を置く。

2 会計責任者は、堺市市長公室企画部企画推進担当課長の職にある者をもって充てる。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年6月2日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の初年度における会計年度については、第14条の規定にかかわらず、この規約の施行の日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和元年7月24日から施行する。